

戸籍謄本等請求書(郵送専用)

令和 年 月 日

1 どなたの証明が必要ですか？

本籍地 _____ ※番地までご記入ください

筆頭者 _____ ※戸籍の一番始めに書かれている人
(死亡しても変わりません)

2 必要な書類の種類

	全部事項(謄本)	個人事項(抄本)⇒どなたのものですか？	手数料(1通)
戸籍	通	通 ()	450円
除籍	通	通 ()	750円
改製原戸籍	通	通 ()	750円
戸籍の附票	通	通 ()	300円
	□本籍・筆頭者を記載する		
身分証明書		通 ()	300円
独身証明書		通 ()	300円
			円

3 請求する人

住所 〒 _____

氏名 _____ 生年月日 _____ 年 月 日

昼間の連絡先(電話番号もしくはメールアドレス) _____

※必ず記入してください

4 証明が必要な方との関係

本人・夫・妻・子・孫・父母・祖父母・その他()

5 使用目的 (使いみちを詳しく書いてください)

※相続などで、具体的に必要な内容がわかっている場合は記入してください。

今回は()が死亡したことによる手続きで、

□ 死亡した人について { _____歳から_____歳までのものが _____セット必要
出生までさかのぼったものが _____セット必要

□ ()と()の関係がわかるものを _____通

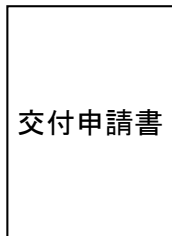
<ご注意> 本人と偽って戸籍等の交付を受けたときは30万円以下(戸籍法第133条・第134条)、戸籍の附票等の交付を受けたときは30万円以下(住民基本台帳法第46条第2号)の罰金が科されます。

郵送請求の方法

* 戸籍に関する証明書は、本籍地の市町村役場に申請してください

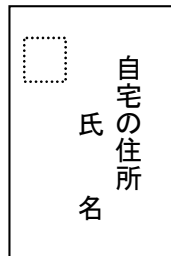
①この請求書

必要事項を記入



交付申請書

②返信用封筒



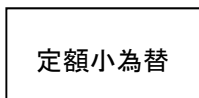
自宅の住所
氏名

住所・氏名を明記し切手を貼付してください。

なお、返信料が不足の場合は着払いで対応させていただきます。

※返信先は請求者本人の住所地に限定されます。

③交付手数料



定額小為替

手数料は定額小為替でお願いします。(株)ゆうちょ銀行で購入できます) 切手や収入印紙での受付はできません。

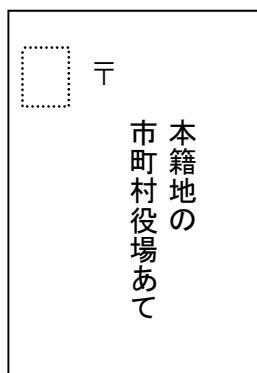
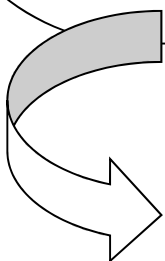
④請求する人の本人確認資料(コピー)

運転免許証、マイナンバーカード(通知カードは不可)、国民健康保険者証などで、住所地が確認できるものの写しが1点以上必要です。保険証のコピーをする際は被保険者等記号・番号等にマスキングをしてからコピーしてください。

(健康保険証の住所が手書きの場合は不可。)

⑤必要な方との関係のわかる戸籍

必要な戸籍が本人の戸籍でない場合は、その方との関係のわかる戸籍(コピー可)が必要になる場合があります。詳しくは請求する市町村にお尋ねください。



〒
本籍地の
市町村役場あて

①～⑤を同封し、本籍地の市町村役場
戸籍・住民課に送ってください。

〒370-2601

群馬県甘楽郡下仁田町大字下仁田 682 番地
下仁田町役場 住民税務課 住民係

TEL 0274-82-2112(住民係直通)